

政務活動費の導入について

- 1 議長諮問事項に対する答申（令和 4 年 9 月 5 日） 資料 3 - 2

- 2 先進地事務調査報告書（令和 5 年 9 月 2 8 日） 資料 3 - 3

- 3 全道町村議会実態調査表（令和 5 年 7 月 1 日現在） 資料 3 - 4

- 4 議会の検討スケジュール（案）について
 - (1) 素案確定（議会内部での叩き台～複数案可） 令和 6 年 1 2 月
 - (2) 原案確定（町民意見を反映した案～複数案可） 令和 7 年 4 月
 - (3) 案確定（専門家の意見を加味した案～統一見解） 令和 7 年 7 月
 - (4) 成案（議会提案～議決） 令和 7 年 9 ～ 1 2 月
 - * 任期中の施行を目標とする（令和 8 年 5 月～）。
 - * 「町民の意見反映」の手法は、議会モニターや諮問会議委員とする。
 - * 「専門家の意見反映」の手法は、議会サポーターの活用を想定する。
 - * 全員協議会は議会運営委員会での調査に応じて適宜開催する。
 - * 議員間討議は創意工夫をし、各議員の意見を最大限引き出す手法とする。
 - * 検討経過は「議会だより」で継続的に広報する。
 - * 事務量の実態把握のため、事務局研修を適宜実施する（音更町・鹿追町等）